
『医療法人制度改革 Q&A』

ポイント

- 新医療法の適用時期
- 医療法改正による医療法人の作成書類の変更内容
- 社会医療法人が実施可能な収益事業
- 医療法人が取り扱える付帯業務と付随業務
- 出資持分の定めのある医療法人の出資金評価方法

Q1**新医療法はいつから適用されますか。****A****平成 19 年 4 月 1 日から施行されます。****(1) 医療法第 1 条に規定**

医療法第 1 条に次のように規定されています。

【新医療法第 1 条】

この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次の各号とは・・・医療法人制度改革以外にもチェックすべき点がありますので、ここで整理します。

①平成 19 年 1 月 1 日 ⇒有床診療所の見直し

- ・医療計画の基準病床数の制度の対象 ⇒オーバーベッド地域では規制の対象
- ・48 時間の入院期間で制限規定の廃止
- ・医療従事者の配置等の情報開示

②平成 20 年 4 月 1 日 ⇒薬剤師、看護師の再教育の義務化

- ・医療ミスや刑事事件を起こした薬剤師や看護師らに対する行政処分の厳格化
- ・「免許取消し」と「業務停止」の 2 種類の現行の処分類型に「戒告」を新設

(2) 医療法人制度、特定・特別医療法人等の創設及び改正の流れ

過去どのような変遷を経てきたのか、参考までに一覧にしました。

【制度等の創設及び改正の変遷】

- 昭和 25 年 医療法人制度創設
- 昭和 39 年 特定医療法人創設
 - ・創設当初は 2 年間の時限立法
- 昭和 60 年 第一次医療法改正
 - ・一人医師医療法人制度創設
- 平成 6 年 出資額限度方式モデル

- ・ 社団法人 日本医療法人協会が定款例作成
- 平成10年 特別医療法人創設（第3次医療法改正）
 - ・ 医療法上規定
- 平成15年 4月 特定医療法人制度改革
 - ・ 承認機関が財務省から国税庁長官へ 一部要件緩和
- 11月 特別医療法人制度改革
 - ・ 病床要件緩和と収益業務の拡大
- 平成16年 8月 出資額限度法人に対し国税局が見解
 - ・ 出資持分含み益に対する非課税要件公表
- 平成17年 4月 特定医療法人 一部要件緩和
 - ・ 社会保険診療収入80%要件が緩和され、健康診査収入も社保収入に含める
- 平成18年 6月 医療制度改革関連法案 参議院可決
 - ・ 法案成立
- 平成19年 4月 第5次医療法施行
 - ・ 社会医療法人創設等の大幅な改正

Q2

改正医療法施行後、定款変更の必要はないのでしょうか。

A

一年以内に定款変更をしなければなりません。

(1) 定款変更を必要とする事項

下記項目について一年以内に定款変更を行う必要があります。一年以内という期限は、医療法規則第9条に規定されています。

変更事項	改正前	改正後
残余財産の帰属 (経過措置有)	出資額に応じて払戻す	国、地方公共団体又は医療法人
役員任期	2年とする	2年を超えることはできない
監事の職務	民法第59条に規定する職務	監査報告書の作成と提出
社員総会の議長	理事長	社員総会において選任
社員総会の開催要件	2分の1以上の出席	過半数の出席
評議員となるべきもの (財団)	理事会が推薦、理事長が委嘱	評議員となるべき者を規定、兼職禁止
会計処理	—	一般に公正妥当と認められる会計慣行
事業報告書の作成	—	会計年度終了後2月以内に事業報告書を作成、監事に提出
決算の届出	会計年度終了後2月以内に届出	会計年度終了後3月以内に届出

Q3

医療法改正で医療法人における決算等の作成書類が変わると聞きました。具体的に何がかわるのか教えてください。

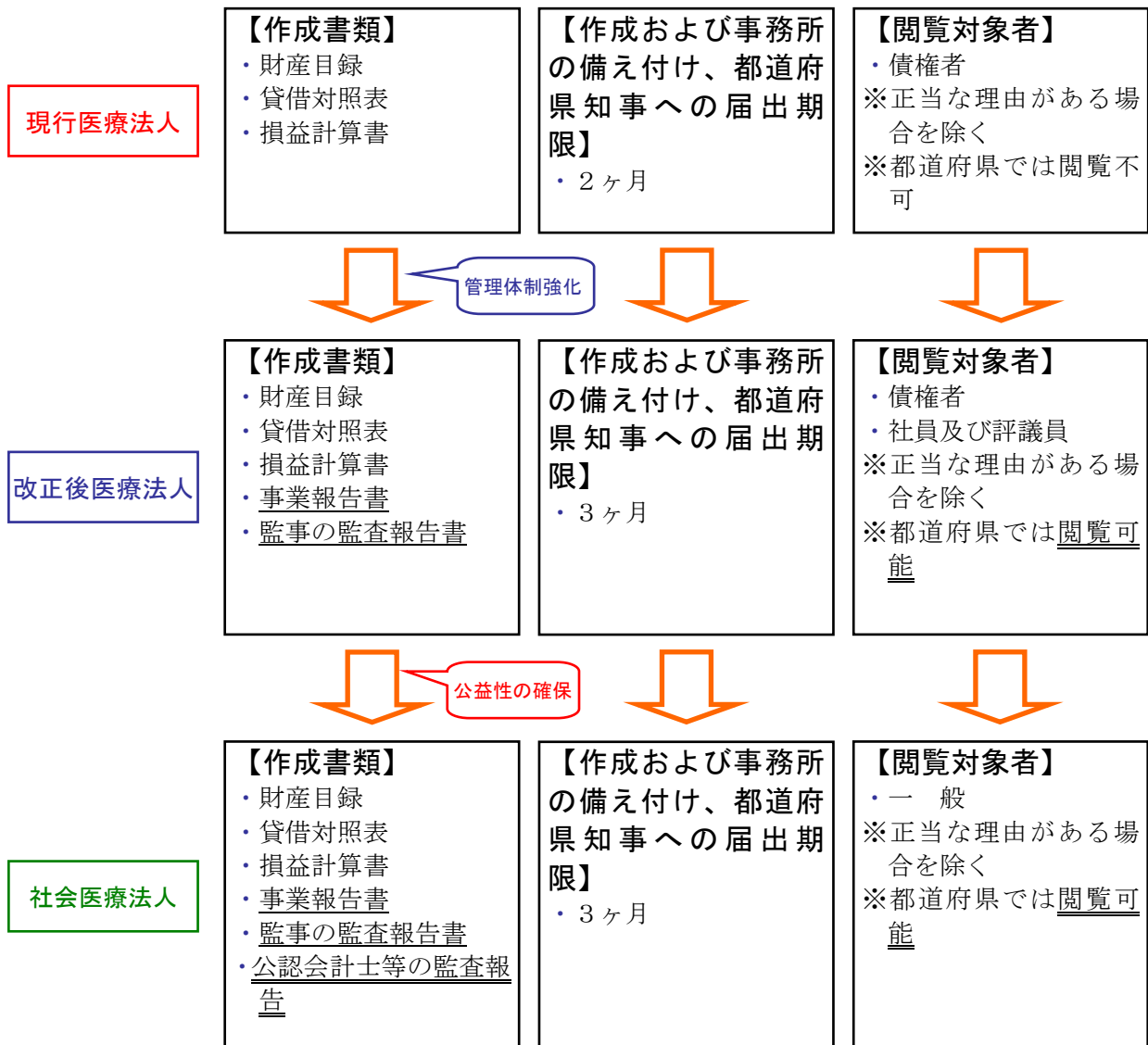
A

作成書類及び都道府県知事への届出期限等が変わります。

(1) 現行医療法人と改正後医療法人の相違点

医療法人の効率的で透明な医業経営の実現を図る観点から、従来の財産目録、貸借対照表及び損益計算書のほか、事業報告書など都道府県知事への書類の提出、閲覧等の規定について医療法上明確に定められました。具体的内容は下記の通りです。

■決算時作成書類、届出期限、閲覧対象者一覧



【出典：厚生労働省】

Q4

医療法人会計基準が導入されるそうですが、その概要を教えてください。

A

平成 19 年 4 月導入へ向け検討が進められています。

(1) 新医療法に盛り込まれた項目

新医療法に盛り込まれた条文は、下記の通り。

【新医療法第 50 条の 2】

医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(2) 医療法人会計基準

医療法人会計基準については、過去に四病院団体協議会（以下四病協）や厚生労働省において検討されてきましたが、退職給付会計が導入されると経営面に与える影響が大きいことなどから導入に慎重意見が強く、実現しなかった経緯があります。

しかし、政府・与党がまとめた医療制度改革大綱に「医療法人に必要な会計の在り方を検討する方針」が盛り込まれたことなどを受け四病協は、検討委員会の設置を決めました。

現在、四病協が中心となり「医療法人会計基準検討委員会」を開催し、医療法人会計基準の検討を行っています。今後、「会計基準策定小委員会」で専門的な立場から大枠を固めて、9月に検討委員会が基準案をまとめる流れとなります。

【医療法人会計基準導入の流れ】

- ・「会計基準策定小委員会」 会計基準の大枠策定
- ・「医療法人会計基準検討委員会」 9月に基準案
- ・平成 19 年 4 月導入（予定）

【導入が予想される会計基準】

- ・退職給付会計
- ・リース会計
- ・税効果会計 等

Q5

財団医療法人に評議員の設置が義務付けられました。どのような人選をすればよいのでしょうか。

A

評議員になるべきものについて医療法に規定されました。

(1) 新医療法で追加された評議員に関する規定

新医療法において、評議員の規定がされました。新医療法第 49 条の 4 で、評議員となる資格、兼職禁止等がうたわれました。

評議員会は、適正な意見を医療法人の理事長（理事会）に提出する必要があるため、医療法人の他の職務を兼任することを禁止しています。

【新医療法第 49 条の 4】

1. 評議員となるものは、次に掲げる者とする。
 - 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
 - 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
 - 三 医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
 - 四 前 3 号に掲げる者のほか、寄付行為の定めるところにより選任された者
2. 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。

Q6

旧法に基づく医療法人新規設立のリミットについて教えてください。

A

都道府県によって異なりますので注意が必要です。

(1) 設立のリミット及び担当窓口一覧

	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県
説明会	平成19年2月初旬	なし	8月21日 10月13日	なし
仮申請 本申請	【仮申請】 平成19年3月初旬	【素案受付】 9月下旬頃から10月初旬 【本申請】 12月中旬頃から12月下旬	【事前審査】 11月7日～24日 【本申請】 12月中旬頃	【予備審査】 10月受付開始（要電話予約） 【本申請】 11月中旬頃から12月中
審査会	平成19年6月まで	2月中旬頃	2月中旬頃	2月
認可	平成19年8月初旬	3月上旬頃	3月上旬頃	3月中旬頃

※詳しい日程等詳細につきましては、各該当する都・県の医療整備課、医療課等にご確認ください。

【担当窓口】

	東京都	千葉県	埼玉県	神奈川県
担当窓口	医療安全課 医療法人係 03-5320-4426	医療整備課 医療整備推進室 043-223-3878	医療整備課 医務担当 048-830-3539	医療課 医療指導班 045-210-4869

Q7

新医療法施行後拠出金制度の医療法人を積極的に提案すべきでしょうか。

A

基本的に提案すべきと考えます。

(1) 法人化のメリットと拠出金制度での制約

医療法人のメリットは、下記に整理されます。新医療法施行後、拠出金制度の医療法人に制約があるのかを一覧にしました。結論として、拠出金制度に移行しても医療法人のもつメリットは享受できると思われまます。

医療法人のメリット	拠出金制度での制約
税負担軽減	制約なし 従来どおり享受
役員報酬の支給	制約（上限等）なし 従来どおりの取り扱い
役員退職金の支給	制約なし 従来どおりの取り扱い
生命保険の活用	制約なし 従来どおりの取り扱い
介護事業（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業等）ができる	制約なし 従来どおり享受

(2) 法人化を行なうか、避けるか

拠出金制度と既存医療法人の違いは、社員退社時の払戻し請求権と残余財産の帰属です。拠出金制度で医療法人を設立しますと、将来、多額の資産を医療法人に残したまま第三者に譲渡する時又は解散する時に注意が必要です。この際に、多額の内部留保を残した状況ですと、譲渡の際は、第三者に、解散の際は国等の帰属になってしまうからです。

しかし、内部留保対策は簡単です。役員報酬の支給額や生命保険の活用、最終的には退職金の支給をして内部留保を減額してしまえば、残余財産等の解消は図れると思います。

そうしますと、結果的に既存の医療法人の取り扱いと変わりませんので、医療法人のメリットを享受するという意味で、法人化提案をお勧めします。

- ・ 毎期役員報酬で利益を個人に移転させる
- ・ 生命保険等の活用で利益を圧縮する
- ・ 役員退職金の支給で内部留保減額

Q8

社会医療法人では収益事業ができると聞きました。具体的にどのようなことができるのでしょうか。

A

病院のイメージをダウンさせない限りほとんどの事業が可能です。

■収益事業について

収益事業については、具体的に何ができるのか示されていません。しかし、特別医療法人では、下記の収益業務が認められていたので、同様の扱いになると思われます。

【特別医療法人が行うことができた収益業務】

日本標準産業分類に定めるもののうち、

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| ①農 業 | ②林 業 | ③漁 業 |
| ④製造業 | ⑤情報通信業 | ⑥運輸業 |
| ⑦卸売・小売業 | ⑧不動産業 | ⑨飲食店、宿泊業 |
| ⑩医療福祉 | ⑪教育、学習支援業 | ⑫複合サービス業 |
| ⑬サービス業 | | |

■特別養護老人ホームの経営は社会福祉法人等に限定

本改定の議論には上りましたが、結果的に実施できないことになりました。特別養護老人ホームの設置主体は、下記に限定されています。

【特別養護老人ホームの設置主体】

- ・ 社会福祉法人
- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 地方独立行政法人

Q9

社会医療法人の理事長は非医師でも良いでしょうか。

A

非医師の理事長選出は可能です。**■特定医療法人・特別医療法人と同様の取り扱い**

特定医療法人・特別医療法人では、都道府県知事の認可によって、非医師の理事長選出は可能です。社会医療法人は、地域から求められる「公益性の高い医療サービス」を担うという位置づけですから、優秀な人材を幅広く登用する仕組みは当然と思われれます。

■非医師の理事長選出は都道府県知事の認可事項

非医師の理事長を選出する場合は、事前に都道府県知事の確認が必要です。この際、その人物が理事長として問題ないかチェックを受けることとなります。その後、役員（理事長）変更認可申請書を提出し、登記等の手続を行うこととなります。

Q10

社会医療法人債の発行要件について教えてください。

A

発行するためには、一定の事項を決議しなければなりません。**■発行条件**

医療法人債を発行するためには、理事会において理事の過半数の決議を経て下記の事項を定めなければなりません。

【発行に際して定める事項】

- ①募集社会医療法人債の発行により調達する資金の用途
- ②募集社会医療法人債の総額
- ③各募集社会医療法人債の金額
- ④募集社会医療法人債の利率
- ⑤募集社会医療法人債の償還の方法及び期限
- ⑥利息支払の方法及び期限
- ⑦社会医療法人債権者が会社法第 698 条の規定による請求の全部又は一部をできないこと

とすることは、その旨

- ⑧社会医療法人債権管理者が社会医療法人債権者集会の決議によらずに会社法第706条第1項第2号に掲げる行為をする事ができることとすることは、その旨
- ⑨各募集社会医療法人債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法
- ⑩募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みの期日
- ⑪一定の日までに募集社会医療法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社会医療法人債の全部を発行しないとこととすることは、その旨及びその一定の日

Q11

社会医療法人は、自己資本比率規制の対象となるのでしょうか。

A

自己資本比率規制は適用されない見込みです。

(1) 自己資本比率規制が適用されない理由

医療法人制度改革の考え方によると、下記の表現となっています。

【医療法人制度改革の考え方】

財務諸表監査を受ける医療法人については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の34の規制（自己資本比率20%規制）については適用しないことが必要である。

その上で今回規制の適用を受けない根拠は、下記の2点によると思われます。

①公認会計士等の財務監査を受けるため

決算時作成書類に盛り込まれたように公認会計士による監査が必要です。

【決算時作成書類】

- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・事業報告書
- ・監事の監査報告書
- ・公認会計士等の監査報告

②地域住民に対し透明性の高い経営を行うため

社会医療法人以外の医療法人が、債権者、社員及び評議員に決算書を閲覧させるのに対し、社会医療法人は広く一般の方々にも閲覧義務を課しています。

【決算書閲覧対象者】

- ・ 一般
- ※正当な理由がある場合を除く
- ※都道府県では閲覧可能

Q12

社会医療法人の認定が取り消されることはあるのでしょうか。

A

要件を満たさないことにより認定の取消しが行われます。

(1) 医療法で規定されている取消し要件

医療法において、取消しに該当する項目が規定されています。

【新医療法第 64 条の 2】

1. 都道府県知事は、社会医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第 42 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
 - 二 定款又は寄付行為で定められた業務以外の業務を行ったとき。
 - 三 収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てないとき。

Q13

特定医療法人は非同族で運営されますが乗っ取りの可能性はないのでしょうか。

A

社員の選任を慎重に行えば可能性は少ないと思われます。

■社員の人选

医療法人においては、社員総会が最高意思決定機関となります。よって、社員の人選を慎重に行う必要があります。乗っ取りが心配であれば、社員の選任を本当に信頼できるメンバーに厳選すればよいと思われます。

評議員は、外部 1/2 以上という指導がありますが、社員・理事については病院職員でも構わないことになっています。

ただし、親族制限（同族 1/3 以下）は守らなければなりません。

Q14

特定医療法人は診療所でも申請できますか。

A

要件を満たせばできます。

■特定医療法人の施設要件

原則 40 床以上の病院となっていますが、厚生労働省告示で下記の施設でも承認可能です。しかし、実質診療所の場合は 15 床以上の救急診療所に限定されています。ちなみに、介護老人保健施設は該当しません。

- ①救急病院
- ②単科病院の場合 30 床（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科、歯科）
- ③15 床以上の救急診療所

Q15

特定医療法人は、国税局の訪問調査があるとのことですが、どのような点に注意が必要でしょうか。

A

特殊関係者に対する特別の経済的利益です。

(1) 申請時の訪問調査

承認要件について、例えば施設要件や人的要件等は書類上でチェックは可能です。しかし、医療法人の特殊関係者（医療法人の社員、理事、監事、評議員またはこれらの親族等）に対する特別の経済的利益については、申請病院内で、細かく資料を確認しないことには違反していないかはわかりません。よって、9月末申請後、10月に実施される国税局の訪問調査では、この特殊関係者に対する特別の経済的利益を集中的に調査されます。

【特に留意するポイント】

- ① 理事長個人が医療法人に土地・建物を賃貸しているケース
 - ・ 賃貸借契約書、賃料の根拠、近隣賃料との比較資料
- ② 医師住宅を社宅として賃貸しているケース
 - ・ 医師からの家賃徴収根拠等
- ③ 特殊関係者が受診した場合、減免しているケース
 - ・ 一覧作成するとともに診療費減免規定の整備
- ④ 特殊関係者に対して金銭を貸付けているケース
 - ・ 金銭消費貸借の作成、理事長に特に理由なく貸付けている場合は即一括返済
- ⑤ MS 法人があり、特殊関係者に報酬を支払っているケース
 - ・ 業務内容・支給額の妥当性
- ⑥ MS 法人との物販等の取引を行っているケース
 - ・ 取引金額の妥当性証明

(2) 特定医療法人承認後も要件は遵守すること

特定医療法人は承認後も、每期事業年度終了後3ヶ月以内に報告書の提出が義務付けられています。これは、当法人は現在も特定医療法人の要件を満たしていますという報告書で、提出期限を過ぎることはもちろん、要件を満たしていない事実が発生すれば、その時点で遡って取り消されることとなります。

承認を受けたと安心せずに承認後も法令順守の姿勢は常に持ち続けなければなりません。

Q16**特定医療法人の評議員は、すべて病院職員でも構いませんか。****A****明文規定はありませんが、外部 1 / 2 以上と指導されます。****■施行令では評議員に占める親族等の割合が 1 / 3 以下のみ**

租税特別措置法施行令では、親族要件しか規定されていません。よって、評議員メンバーに占める病院職員の割合は規定されていません。しかし、実務上は「評議員メンバーは、外部 1 / 2 以上と指導されますので注意が必要です。

Q17**特定医療法人は債務超過の状況でも可能でしょうか。****A****特定医療法人は可能です。****■債務超過の医療法人の申請**

特別医療法人には、自己資本比率 30%以上という制限がありましたが、特定医療法人にはありませんので、申請できますし、承認を受けることは可能です。

ただ、実際に申請を行ったケースでは、なぜ申請するのか別紙理由書を提出されたケースがあります。

Q18

医療法人は剰余金の配当類似行為も禁止されていると聞きました。具体的に教えてください。

A

医療法人は、配当類似の行為が禁止されています。

(1) 医療法で規定される配当の禁止

医療法人の制度創設趣旨は、「非営利」ということです。この非営利を確保した根拠が、この医療法第 54 条となっています。今回の改定では、この非営利をいかに徹底するかが論点となってきました。

【医療法第 54 条】

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

(2) 配当類似の行為も禁止

以下のような行為は、配当類似行為として禁止されていて、違反すると 20 万円以下の過料に処されます。しかし、現状の医療法では、これらを監視する機能はなく、税務調査での指摘にとどまっています。

【配当類似行為】

- ① 役員の地位に基づいて高額な報酬を支払うこと
- ② 医療法人と取引のある関連法人（いわゆる MS 法人）に対して、通常取引価格よりも高額な対価を支払うこと
- ③ 役員が不動産を所有している場合において、近隣相場よりも高額な賃料を支払っていること
- ④ 医院の収入に応じて、定率の賃料を支払うこと
- ⑤ MS 法人より借入を行い、利益に応じて金利を支払っていること

Q19

医療法人で有料老人ホームができると聞きましたが、その他に何ができるのですか。

A

下記附帯業務と付随業務ができます。

(1) 附帯業務とは

医療法第 42 条①に規定されている業務で下記の項目となっています。
また、附帯業務を行なうためには定款変更手続きが必要となります。

内 容	具体例
医療関係者の養成または再教育	看護専門学校、リハビリテーション専門学校
医学または歯学に関する研究所	臨床医学研究所
疾病予防のために有酸素運動を行なわせる施設	メディカル・フィットネス
疾病予防のために温泉を利用させる施設	ケアハウス
その他保健衛生に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生事業・・・薬局、施設所、衛生検査所 ・ 介護事業・・・ケアハウス、訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅事業 ・ 社会福祉関係・・・居宅生活支援事業、乳幼児健康支援事業 ・ 高齢者の介護予防、在宅介護支援事業 患者送迎・・・有償移送行為

(2) 付随業務とは

医療に付随する業務ということで主に下記の項目となっています。付随業務に関しては定款変更の必要はありません。

付随業務の具体例
・ 病院に隣接する患者用駐車場経営
・ 無償で行なう患者送迎
・ 院内に設置する売店
・ 医療用器具の販売（松葉杖等）

Q20

出資持分の定めのある医療法人の出資金評価方法を教えてください。

A

類似業種比準価額方式と純資産価額方式を併用します。

①医療法人における出資金評価

- ・類似業種比準価額方式と純資産価額方式

イ) 法人規模の区分

- ・規模によって異なる区分
- ・医療法人は、小売・サービス業に分類

小売・サービス業		総資産価額と職員数	取引金額
大会社		10億円以上かつ50人超	20億円以上
中 会 社	(大)	7億円以上かつ50人超	12億円以上20億円未満
	(中)	4億円以上かつ30人超	6億円以上12億円未満
	(小)	4,000万円以上かつ5人超	6,000万円以上6億円未満
小会社		4,000万円未満または5人以下	6,000万円未満

※職員数が100名以上の場合は、すべて「大会社」に区分される。

「総資産価額と職員数」「取引金額」で区分が異なる場合は、上位の区分により判定する。

ロ) 法人規模によって異なる評価方法

法人規模	評価方法
大会社	類似業種比準価額
中 会 社	(大) 類似業種比準価額×0.90+純資産価額×0.10
	(中) 類似業種比準価額×0.75+純資産価額×0.25
	(小) 類似業種比準価額×0.60+純資産価額×0.40
小会社	類似業種比準価額×0.50+純資産価額×0.50

ハ) 計算方法

◆類似業種比準価額方式

$$A \times \frac{\left(\frac{\text{㊸}}{C} \times 3 + \frac{\text{㊹}}{D} \right)}{4} \times \text{斟酌率}$$

A 類似業種の株価

㊸ 医療法人の直前期末1年間における1株あたりの利益金額

㊹ 医療法人の直前期末1年間における1株あたりの純資産価額
(帳簿価額によって計算した金額)

C 課税時期の属する年の類似業種の1株あたりの利益金額

D 課税時期の属する年の類似業種の1株あたりの純資産価額
(帳簿価額によって計算した金額)

(注) 1 斟酌率・・・小会社に相当する医療法人 = 0.5

中会社に相当する医療法人 = 0.6

大会社に相当する医療法人 = 0.7

2 ㊹の金額が0の場合は、分母の「4」は「2」とする。

◆純資産価額方式

相続税評価額による総資産価額 — 負債の合計額 — 評価差額の42%相当

評価時の発行済株式数

評価差額 = 相続税評価の純資産価額 — 簿価純資産価額